

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた 取組宣言書

令和8年6月2日
一般社団法人静岡県LPガス協会

1. 宣言の趣旨

令和6年4月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令が公布され、令和7年4月には完全施行されました。

この改正省令には、「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」、ならびに「LPガス料金等の情報提供」の3つの改革が盛り込まれており、より公正で透明性の高い取引慣行の確立が求められております。

一般社団法人静岡県LPガス協会は、この改革の趣旨を十分に理解し、会員であるLPガス事業者の健全な事業活動と消費者からの信頼確保を目的に、以下のとおり、法令遵守と取引適正化の推進に向けた取組を宣言いたします。

2. 取組宣言

(1) 過大な営業行為は行いません。

- 賃貸住宅のオーナー等への正常な商慣習を超えた利益供与は行わず、誠実かつ公正な取引を実施します。
- 切替営業を代行事業者に委託する場合には、委託先が違法な営業行為を行わないよう徹底した管理・監督体制を確立し、適正取引の確保に努めます。

(2) 三部料金制を徹底します。

- 料金請求時には、基本料金・従量料金・設備料金の区分を明確にし、LPガス消費と関係のない設備費用をガス料金に含めません。

(3) LPガス料金等の情報提供を推進します。

- 入居希望者へのLPガス料金の事前提示に努めるとともに、入居希望者から直接要請があった場合には、これに応じてLPガス料金を事前に提示し、消費者に対して公正で分かりやすい情報提供を行います。

3. 本宣言の実行と継続

本協会は、本宣言に基づき、会員事業者への周知徹底と指導を行い、業界一体となって商慣行の健全化に取り組みます。

また、本宣言の実効性を確保するため、以下の取組を実施いたします。

- 県等の地方公共団体、不動産・建設関連団体等と連携し、商慣行是正に向けた理解と協力を促進します。
- お客様からの相談・通報に誠実に対応し、また、是正措置が必要とされる事案については、国の「LPガス商慣行通報フォーム」を活用するとともに、当該事案を収集し、県等の地方公共団体に情報提供を行うことなどにより、監督官庁による適切な指導監督を促してまいります。